成化元年における散館請願について

——明朝庶吉士制の検討——

阪倉篤秀

はじめに
一　散館請願の概要
二　庶吉士制の沿革
三　教習と散館
おわりに

はじめに

有爲の人材を登用し、それを有效に活用することは、國家の命運を左右する重大事である。明朝における人材登用は、初期にあっては薦舉・監生・科舉進士が、後には進士・科貢（擧人・歲貢監生）・吏員が三途と呼ばれたが、明初の一時期を除いてその主流は科舉進士であった。特に宣德以後、その出身資格が銓選において重要視されるに及んで、進士偏重の風は益々強くなっていった。(1) 人材登用の主流であり、將來の大官を輩出するこの科舉進士から、さらなる選拔を行ない將來の國家樞要の官となるべき人材を育成しようとするのが、庶吉士制である。庶吉士制は人材の登用と官僚としての活用の間に設けられたことから、ひとつの人材留保制度であったといえる。すなわち、それはまた他の進士が各衙門で觀政と

呼ばれる實務研修を行なうのに對し、特別の待遇をうけ、教習の名のもとに學問的素養を積む機會を與えられ、後には清要の官である翰林官への道が開かれることになるのである。これらの點から、庶吉士がエリート中のエリートと稱せられるのも、また當然のことといえよう。實際、庶吉士から翰林官となり、內閣大學士をはじめとする國家樞要の官となる例は多くみられるところである。しかし、庶吉士となった者全てがこのような徑路を辿るとは限らない。官僚の人事においては、本人の能力・資質もさることながら、時の官界の狀況や人脈等の要素が複雜に絡みあうのが通例であるものの、庶吉士のなかにはそれ以前の段階、すなわち散館と呼ばれる授官の段階で、すでにこの翰林官への道から除外される例も多く存在したのである。まさに必要數が確保できれば事足りる國家の側の論理をもととする人材活用における峻別の結果といえようが、それならば除外される側にとって庶吉士であったということは、いかなる意味をもったのであろうか。

一面からのみ見れば、庶吉士をエリートとみることに誤りはないであろう。だが、このような存在をも含めて一律でない庶吉士像を描きだしてこそ、はじめて庶吉士制を理解することができるのではないだろうか。本稿では、成化元年における庶吉士による散館請願を中心に、それに至るまでの庶吉士制とその實態を明らかにしてゆきたい。

一　散館請願の概要

まず成化元年の散館請願についてみておこう。『國朝典彙』卷六五「翰林院附庶吉士」成化元年十二月の項に次のようにある。

庶吉士計禮等(2)を改めて各衙門に觀政せしむ。正統より以來、選ぶ所の庶吉士は內閣、學士二員を奏請し、翰林公署において教習せしむ。祖宗の時の文華堂・文淵閣の舊規とは同じからず。內閣、月を按じて考試してその高下を第し、以て去留の地となす。まさに三年に及ばんとすれば散館を邀求し、また進修を以て事となさず。ここに至りて庶吉士相率いて內閣に入りて散館を請う。大學士李賢謂いて曰く。教養未だ久しからず。奈何ぞ遽かに入仕せんと欲する

や、と。計禮、聲を抗げて對う。公、何處より教養來たるや、と。賢これを責めれば則ち曰く。吾輩の教習、例として三年に該(あた)ると雖も、已に一年を燒却す、と。癸未の春、闈の災するの故をいうなり。賢怒り、旨を請いて各衙門に分散して觀政せしめ、尋いで禮に南京刑部主事を授く。

ほぼ同内容の記事は『殿閣詞林記』巻一〇「公署」にも見えるが、それには次のような評言が加えられている。

（計）禮の言、不恭に近しと雖も、然れども稽(よりどころ)なき者とは謂うべからず。

計禮をはじめとする庶吉士數名が徒黨を組んで時の内閣首輔李賢に散館を願い出たが、そのこと自體はもとより、交渉においての言辭も常軌を逸したものであり、單なる請願というより強硬な抗議行動とでもいえるものであった。これに對して李賢は一旦拒否する姿勢を示しつつも、結局のところ制裁をこめて彼らを各衙門に觀政に出し、のち首謀者計禮を南京刑部主事に任じた。以上が事の顛末である。

このような一連の動きには種々の要因が見出されるが、まずは庶吉士計禮の側にある事情についてみておこう。計禮については諸書に傳がなく詳細は明らかではないが、『進士題名碑錄』によれば、江西饒州府浮梁縣の人、民籍の出身である。天順六年鄉試に合格したが、次年二月に豫定された會試は試院の火災のため八月に延期され、また殿試も憲宗成化帝の卽位の年にあたり、天順帝の遺旨もあって八年三月に行なわれた。ここに通例に比して一年閒の空白を生じることになったのである。時に狀元彭教・榜眼吳鉞・探花羅璟の一甲進士及第三名に加え、二甲進士出身七五名、三甲同進士出身一六九名の合格者があった。このうち一甲三名が例にならって翰林院修撰・編修に銓注されると同時に、計禮を含む一九名が庶吉士に選拔され、他の進士に比して庶吉士として別格の待遇を與えられ、太常寺少卿兼侍讀學士劉定之と翰林學士柯潛の教習、華蓋殿大學士李賢による考査をうけることになったのである。これまでみたところでは試院の火災を除いてとりたてて問題とすべきものはないといえる。ただ、計禮の行動のひとつの契機となったと考えられるのは、成化元年八月における同期の庶吉士一六名の散館であった。そこでは李東陽以下五名が翰林院編修、吳希賢が檢討、劉淳が中書舍人、

張敷華等九名が各部主事に任じられ、計禮等三名のみがその對象から除外されていたのである。(8) 加えてその時期は當時通念としてあった教習期閑三年の半ばに滿たない庶吉士選拔よりわずか一年五ケ月後のことであった。ここでは試院の火災による空白の一年を暗默のうちに加算するという異例の措置が講じられたといわねばならない。計禮等が同期の庶吉士と同等の處置を求め、ことさらに空白の一年を問題とする理由はここにあったのである。まして次年に豫定される科擧にともなう新庶吉士の選拔を目前に控えていては、計禮等にもはや猶豫はなかったといえよう。

次に李賢についてみよう。李賢は河南鄧州の人、宣德八年二甲の進士、正統の閑吏部各司で主事・郎中を歷任したのち、景泰初めに上疏した「正本十策」が認められ兵部侍郎に拔擢された。戶部・吏部侍郎を經て、英宗復辟の天順元年、翰林學士を兼任して文淵閣大學士となり、一時期を除いて成化二年十二月に死亡するまで機務に參預した。(9) 正統帝の北征に從い、脫還してのち景泰帝の拔擢をうけながらも、英宗復辟後に景泰閑の內閣大學士が一擧排除されるなどの肅淸を含めた意圖的人事が斷行されるなかにあって內閣大學士に任用されるなど、時局の推移に巧みに對應した存在であった。それはまた『明史』卷一七六「李賢傳」の贊に、

三楊より以來、君を得たるは賢に如くはなし。然れども部署より知を景帝に結び、侍郎に超擢さる。しかるに著す所の書はかえって景帝を謂いて荒淫となす。

と、名相としての評とともに、その節のなさを暗に指摘されるところでもある。また李賢において問題となるのは、內閣大學士としての資格であった。內閣制の確立期にあっては入閣に際してその出身經歷はさほど問題とされなかったが、正統以後は一甲ないし庶吉士から翰林官の經歷をもつことが、その資格として認知された。これは一部を除いて踏襲されるところとなったが、そのなかにあって景泰・天順閑は迎立の功や奪門の功もあって例外的存在が多出した時代であった。(10) 李賢はこのひとりに數えられるが、そのなかで內閣で筆頭の位置を占めたのは彼だけであった。「公、何處より敎養來たるや」という計禮の言は、このような李賢の經歷をもとに發せられたものであり不信任の表明でもあったのである。これ

は計禮に限ったことではなく、同期の庶吉士劉大夏・張敷華が翰林官への就任を拒否したことでも窺い知れよう。(11) すなわち、當時李賢の權勢に阿る風潮のなかで、あくまでも不信任感をもつ勢力が存在していたのであり、計禮等の行動もその一端であったとみることができる。

以上、計禮・李賢についてみてきたが『翰林記』が計禮等の行動を「稽なき者とは謂うべからず」とするのは、決してこれに限ったことではないであろう。ここではただ個人的な問題のみではなく、『國朝典彙』が前言に指摘するところの祖宗洪武・永樂期との制度的變質、教習制とその期間のもつ意味、また散館の實態等、庶吉士制そのものに内包される問題を解明しなければならない。以下、項を改めてこれらの點について述べていくことにする。

二　庶吉士制の沿革

『萬曆野獲編』卷一〇「選庶吉士之始」には次のようにいう。

今、會試の後、庶吉士を考選す。人の、文皇帝永樂甲申（二年）科に二十八人を取りて以て列宿に應ずるに始まり、相傳えて已に久し、と謂うも、而れども竟めるに然らず。太祖洪武四年、科を開きて士を取り、六年癸丑に至り、又た當に會試すべきに、詔して命じてこれを罷めしめ、特に河南の擧人張唯等四名・山東の擧人王璉等五名を選び、俱に翰林院編修を授け、贊善大夫宋濂・桂彦良等に命じて教習せしむ。これ卽ち庶常を選考するは、ここに權輿す。

沈德符は洪武六年をもって庶吉士制の創始とするのであるが、この時の狀況をより具體的に述べるのは『殿閣詞林記』卷一〇「文華」である。

洪武六年、文華堂を禁中に開き、以て儲材の地と爲す。詔して鄉貢の擧人の年少く俊異なる者を擇びて、その中に肄業せしむ。……贊善大夫宋濂・正字桂彦良等に詔し、分かちてこれを教えしむ。……聽政の暇、輒ち堂中に幸し、その文を取りて親ら優劣を評す。光祿に命じて日ごとに饌を給せしめ、食每に皇太子・親王迭りて主と爲り、（張）唯

等左右に侍食す。冬夏、衣及び金の弓矢・鞍馬を賜い、寵錫甚だ厚し。濂の輩、啓廸を司ると雖も、諸生を顧みるに、皆上の親ら教うるところにして、敢えて師道を以て自居せず。

これによれば、禁中に文華堂を開設して「儲材の地」となし、人材を選抜して教習をうけさせたが、すべてにわたって洪武帝が直接に關與するものであったという。ところで當時は、明朝が安定期にはいり官僚機構の充實をめざし、人材登用の面においても從來の薦擧から國子監・科擧にその比重を移す時期にあたる。ここに科擧は四年以降三年連續の實施（連試三年）が計畫されたのであるが、それも五年の鄉試終了後、突然中止された。それは科擧進士の行政實務擔當に缺陷が露呈されたからにほかならない。この點は監生にも通じていえるところであった。このため監生に對してはその資格をもって各衙門で實務研修を行なう、いわゆる監生歴事制が洪武五年に採用されることになったが、ここにみる文華堂教習も科擧と國子監というちがいによりその待遇に異なりをもつとはいえ、これと軌を一にするものとみることができよう。なお、このような登用した人材をただちに實務官に任命せず、その間に研修期間を設ける方式は、洪武一八年の科擧再開後にも踏襲され、進士觀政制を生みだすことにもなったのである。ともあれ人材を留保し教習をうけさせるという意味においては、後代の庶吉士制と相通じるものがあり、この文華堂教習をして庶吉士制の萌芽とみなすことができる。(12) ただこの文華堂で教習を行なった者がいかなる名稱で呼ばれたかは明らかでない。

庶吉士の名稱が史料にあらわれるのは洪武一八年の科擧再開時である。時に洪武帝は一甲三名をはじめとする進士數人に翰林院編修等の官を授けたのち、

その諸進士、上その未だ更事せざるを以てこれを優待せんとし、これをして諸司に觀政せしめ、給するに出身するところの祿米を以てす。その政體に諳練するを俟ちて然る後にこれを擢任す。その翰林院・承敕監等の近侍衙門に在りし者は、書經庶常吉士の義を采りて、俱に稱して庶吉士となす。その六部及び諸司に在りし者はなお進士と稱す。

とあるように、(13) 授官後に一旦それを凍結する形で各衙門に觀政させ、その一部の近侍衙門配屬者を庶吉士と呼んだのだ

が、これは一時的なものにすぎなかった。洪武二一年、一甲第一名は修撰、第二・三名は編修に銓注されることが確定した[14]こともあり、庶吉士と呼ばれるものは、承敕監等に配屬されるごく一部に限定された。この結果、殘る洪武時代においては、解縉が中書庶吉士と呼ばれる例をみるとはいえ、庶吉士について具體的に檢證しえなくなるのである。

庶吉士制が、翰林官に銓注される一甲三名を除く、未だ授官されていない二・三甲出身者を對象に選拔し、教習を行なうという基本的形態を確立したのは、永樂二年であった。靖難の變によって通例より一年遲れて實施された永樂二年の科擧は、永樂新政權にとって、政權の安定を誇示して人心を收攬し、かつ新政權下での官僚群を創出するという重要な意味をもっていた。新政權による人材吸收の意欲は、會試下第者に對して翰林院が考試し讀書擧人として採用する例にみることができるが、ここにいう庶吉士の選拔もその對象が進士となるとはいえ、科擧試驗の結果に對して副次的選拔がなされ、科擧の補充と充實をはかるという點では、まさに同列に屬するものであったといえよう。さて『太宗實錄』卷二九、永樂二年三月己酉の條によれば、この庶吉士選拔は次のようであった。

> 吏部、進士曾棨等に官を授けんことを奏す。命じて第一甲曾棨を翰林院修撰となし、周述・周孟簡は俱に編修となす。なお命じて第二甲において文學優等の楊相等五十人、及び書を善くする者湯流等十人を擇び、俱に翰林院庶吉士となし、なお學を進めしむ。第三甲方昶等二十人を擢げて行人司行人となし、餘は諸司に觀政せしむ。

この年から記述を始める『翰林記』「庶吉士題名」は五〇名の名をあげる（表1）。これによれば二甲のみならず三甲出身者をも含んでいたことが明らかとなる。ともあれ、ここに庶吉士として翰林院において進學する者が選ばれたが、このうち二五名（後に周忱を加えて二六名）は明年正月第二次の選拔をうけ、一甲三名とともに禁中文淵閣で進學することとなった[15]。總計二八名（實際には二九名）が選拔されたのは二八宿になぞらえてのことであった[16]。第一次選拔の庶吉士においては、『永樂大典』等の編纂に攜る者が多く[17]、また三ヶ月にして給事中として散館する者が現われるなど[18]、一部に觀政進士的色彩を殘していたのに對し、この文淵閣進學は文華堂教習の傳統をひくものであったといえる。

表1　永樂2年庶吉士一覧

	庶吉士名			備考
1	楊相	二甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
2	王直	二甲	文淵閣進學	永樂5年　修撰（舊京詞林志）
3	王訓	二甲	文淵閣進學	刑部主事（翰林記・庶吉士題名）
4	彭器	二甲	文淵閣進學	永樂5年　修撰（舊京詞林志）
5	余汝學	二甲	文淵閣進學	永樂10年　檢討（翰林記・庶吉士銓法）
6	章夔	二甲	文淵閣進學	永樂3年　戮市（國朝典彙）
7	劉子	二甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
8	盧朴	二甲	文淵閣進學	刑部主事（翰林記・庶吉士題名）
9	熊欽	二甲	文淵閣進學	
10	王翰	二甲	文淵閣進學	
11	羅汝敬	二甲	文淵閣進學	永樂5年　修撰（舊京詞林志）
12	沈升	二甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
13	柴廣英	二甲	文淵閣進學	
14	王鼎	二甲	文淵閣進學	永樂5年　修撰（舊京詞林志）
15	余流	二甲	文淵閣進學	永樂5年　修撰（舊京詞林志）
16	湯民	二甲	文淵閣進學	刑部主事（翰林記・庶吉士題名）
17	段順	二甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
18	洪勉	二甲	文淵閣進學	刑部主事（翰林記・庶吉士題名）
19	楊紳	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
20	吾敞	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
21	章勉	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
22	李時哲	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
23	倪維	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
24	陳敬宗	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
25	袁添祿	三甲	文淵閣進學	永樂10年　刑部主事（翰林記・庶吉士銓法）
26	周忱	二甲	文淵閣進學	
27	蕭省身	二甲		刑部主事（翰林記・庶吉士題名）
28	林政	二甲		
29	李昌祺	二甲		
30	江銕	三甲		
31	杜欽	二甲		永樂2年5月　給事中（國朝典彙）
32	王昇	二甲		
33	黃惟正	三甲		永樂2年5月　給事中（國朝典彙）
34	郎慶	三甲		
35	徐安	三甲		
36	鄭瀾	二甲		永樂2年5月　給事中（國朝典彙）
37	徐觀信	三甲		
38	羅亨忠	二甲		永樂2年5月　給事中（國朝典彙）
39	田玉	二甲		
40	周璉	三甲		永樂2年5月　給事中（國朝典彙）
41	張宗貞	二甲		刑部主事（翰林記・庶吉士題名）
42	李侗	三甲		
43	張孤	三甲		永樂2年5月　給事中（國朝典彙）
44	獨樂善	二甲		
45	蕭寬	二甲		兵部主事（翰林記・庶吉士題名）
46	孫子良	二甲		兵部郎中（翰林記・庶吉士題名）
47	涂順	二甲		
48	魏遲	三甲		
49	喻則成	二甲		
50	白瑜	三甲		

註）・『翰林記』「庶吉士題名」による。
・人名に誤りがある場合は『進士題名碑錄』によって訂正する。
・備考欄の（　）内は出典史料である。なお，數種の史料に記事があり，それに異なりがある場合には最も適切であると考えられるものによった。

汝等千百人中より簡拔されて進士となり、又た進士中より簡拔されてここに至る。固より皆、今の英俊なり。然らば當に志を遠大に立つべくして小成に安んずべからず。……朕、爾を任ずるに事を以てせず。文淵閣は古今の載籍の萃るところにして、爾等各おのその祿を食み、日ごとに閣中に就きて爾の玩索を恣にし、己に實得するに務むれば、國家將來、皆爾が用を得るに庶からん。自ら怠りて以て朕の期待の意に孤くべからず。(19)

この文淵閣進學者に對する永樂帝の言葉に、義務を課さずひとえに教養を積ませることによって國家將來の用に資すべき人材を育成しようという意圖を認めることができる。それ故にこそ、彼らには月毎の賜物をはじめ、第宅や外出の際の校尉・騶從が整えられるなど、特別の待遇が與えられ、また皇帝自身によってその進學狀況が試問されることになったのである。(20) 特にこの試問、すなわち皇帝親試は、先の文華堂教習において「(宋)濂の輩、啓迪を司ると雖も、諸生を顧みるに、皆上の親ら教うるところにして、敢えて師道を以て自居せず」とあったのと同じく、彼らが皇帝を直接の師とするきわめて近侍性の強い存在であったことを明らかにするものである。ここにみた永樂二年の庶吉士選拔、文淵閣進學、特にその待遇は、後代「永樂甲申の例」として庶吉士制のモデルとされた。加えてこのなかから翰林官就任者をみたことは、

蓋し永樂より以來、進士の銓注を得る者は、惟だ第一甲のみにして、二甲・三甲は必ず庶吉士に改められて、乃ち銓注を得る、という。(21)

といわれるように、のち定制化され、ここに庶吉士は一甲三名に並ぶ翰林官の出身徑路となったのである。すなわち二・三甲出身者が庶吉士となることは、一甲三名と同等の徑路を歩む機會を得ることを意味し、また庶吉士を擬似的一甲とみなすことを可能としよう。ともあれここに、進士からのさらなる選拔、その待遇、將來の翰林官候補であることならびに皇帝との近侍性もあって、エリートとしての庶吉士像がつくりあげられることとなったといえる。

永樂二年に基本的形態を整えた庶吉士制ではあるが、永樂四年以降においては異った樣相を呈することになった。永樂

四年科、皇帝の北京巡狩のために延期された九年科、以下二二年までの七科において、庶吉士の選抜はあったが、四年科の段階ですでに文淵閣進學が行なわれなくなり、さらに北京巡狩や親征のためもあって皇帝親試もなく、その近侍性は大きく後退したのである。(22) 政權の安定にともない新たな課題をかかえる永樂政權にとって、人材登用ならびにその一環である庶吉士制はもはや重要關心事でなくなったことによろう。そのこともあり、九年科以降では、從來國子監生の資格で翰林院において歴事していた譯書生出身の進士が多く選抜されるなど、幅廣い人材を選抜するという初志には程遠く、庶吉士制はなかば機械的に運用されるだけの弛緩した狀態に陷り、この傾向は宣德二年まで續いたのである。(23)

庶吉士制の立て直しがはかられるのは宣德五年のことであった。漢王高煦の亂を平定し、その事後處理を終えて新政權がようやく安定したことがその背景にあったといえる。(24)『宣宗實錄』卷六四、宣德五年三月己巳の條に次のようにいう。

大學士楊士奇・楊榮・金幼孜に命じて曰く。新進士に年少きもの多し。その間、豈に志を古人に有せる者なからんや。朕、皇祖の時の例に循い、俊秀十數人を選擇して翰林に就けてこれを教育し、進學勵行し、文章に工ならしめ、以て他日の用に備えんと欲す。卿等、その人を察し、及びその文詞の優なる者を選びて以聞すべし、と。ここにおいて士奇等、薩琦・逯端・葉錫・陳璣・林補・王振・許南傑・江淵の八人を選びて以聞す。上、行在吏部に命じて、俱に改めて庶吉士と爲し、翰林に送りて進學せしむ。酒饌・房舍を給し、月ごとに燈油・鈔を賜うこと、悉く永樂の例の如くす。復た兵部に命じて各おの皁隷を與う。

ここにみるように宣德五年科においては、待遇の例でも明らかなように、永樂二年體制への復歸が圖られ、宣德帝の意向をうけた内閣によって、新進士のなかから庶吉士が選抜された。(25) 加えて同年には、永樂以來滯留する舊庶吉士三〇名を事實上庶吉士の枠から除外し、また八年には、通例の三月のみならず一一月に五・八年兩科の進士を對象に再選抜を行なうなど、庶吉士制に對する根本的見直しとさらなる充實が模索されたのである。(26) このような姿勢は、時に文淵閣や東閣への進學の例を含みつつ、以後繼承されるところとなったが、ここで見逃しえないのは、宣德五年からの庶吉士制における内

閣との關係である。すなわち、永樂二年體制においてはその選拔ならびに進學狀況の試問において、常に皇帝が直接に關與する、きわめて近侍性の強いものであったのに對し、宣德五年以降にあっては形式的に皇帝の意向をうけるとはいえ、內閣が機關として庶吉士制を主導することになったのである。このような內閣主導體制は、後述するところの教習期閒における考試制度とその判定がすべて內閣に委ねられた點にその顯著な例を見出すことができるが、そもそもは宣德期以來の內閣制の確立が色濃く反映した結果にほかならないことは、いうまでもなかろう。このことから、後に翰林院と內閣の關係が固定化すると、一甲三名とならぶ翰林院の出身徑路であった庶吉士は、ともすれば「內閣植黨の地」とみなされ、(27) また庶吉士自身にとっては、時の內閣の動向こそが自らの散館ひいては官僚人生の第一歩を決定するものと認識せざるをえなかったことを、附言しておかねばならない。

三　教習と散館

庶吉士制の本來の目的は、進士のなかから適當な人材を選拔し、一時的に留保することによってその育成をはかることにあった。それ故、この留保の期閒に庶吉士は、他の進士が觀政の名のもとに實務研修を行なうのとは全く形態を異にし、ひたすら國家將來の大計を論ずる素養を身につけるべく教習に從事したのである。このことからして教習は庶吉士制の眞髓であったといえる。

庶吉士教習の淵源は、やはり洪武六年の文華堂教習、ならびにその傳統をひく永樂二年の文淵閣進學に求めることができる。時に教習の內容は「肄業」「進學」「讀書」などと表現され、具體的には、古書の涉獵、古文の修養であった。そしてその體制は、

上（永樂帝）、一日左右に命じて文淵閣に至らしめ、庶吉士の講習するや否やを覘わしめ、一一その動靜を記せしむ。(28)

とあり、廣い意味でいえば皇帝の監視下にあったともいえるが、先にあげた永樂帝の言葉に「玩索を恣にし、己に實得す

るに務む」とあったのをみれば、時閒的にも課程的にもなんら拘束のなかったことが明らかとなろう。さらに當時の教習の特徴のひとつとしてみるべきは先述した皇帝親試であった。それは「聽政の暇、輒ち堂中に幸し、その文を取りて親ら優劣を評す」、また「時に館に至りて召試す」などといわれるように、決して定期的に行なわれたわけではなく、また内容的にも時には作文・作詩の評價であり、時には「經・史・諸子の故實」、また「奇書・僻事」の類が題材となるなど、一定したものではなかった。あくまでも將來の樞要官となるべき人材の育成を目的とする限りにおいては、義務的課程を設けて定期的に考査することなど發想されず、またその必要性もなかったのである。ただ、このような教習體制が可能であったのは、ひとえに皇帝親試に代表される皇帝との近侍性という裏づけがあったからであるといえよう。それ故にこそ、この皇帝との近侍性を大きく後退させることになった永樂四年以降、このような教習體制は十分に機能しえず、庶吉士制弛緩の一因となり、ひいては多くの滯留庶吉士を生みだすもととなったのである。(29)

宣德五年、庶吉士制に内閣主導體制が確立されたのは、先に指摘したところであるが、教習もその影響をうけたことはいうまでもない。宣德五年の庶吉士選拔の記事に續けて、『宣宗實錄』は次のようにいう。

上、又た（楊）士奇等を顧みて曰く。後生の進學は必ずや前輩の老成なるを得てこれを開導せしめん。卿等日びに左右に侍して餘閒なし。それ學士王直をしてこれが師となし、嘗に提督・教訓し、作すところの文字も亦た開發・改竄をなさしめん。卿等或いは一・兩月、或いは三月に一たびこれを考閲して進益あらしめよ。如し一・二年にして怠惰にして成ることなければ、則ちこれを黜けよ。

これにみるように、翰林官による教導は從來とかわらなかったが、その考査については内閣の擔當するところとなったのである。このことを含め教習の實態をより具體的に述べ、かつその結果起こるべき事態を指摘するのは、次の『殿閣詞林記』巻一〇「公署」の記事である。

正統以來、公署にありて讀書せる者、大都（おおむね）詞章に從事す。内閣の月を按じて考試するは則ち詩文各一篇、その高下を

第し、揭帖を具して名氏を開列し、本院に發して以て去留の地と爲す。卑陋なる者をして多く奔競に至らしめ、志ある者、甚しくは或いは謝病して去り、去る能わざる者は多く病と稱して往かざるを致す。將に三年に近くならんとせば、則ち紛然計議して解館を邀求するは、最も笑うべきなり。

すなわち、庶吉士には詩文各一篇の制作が義務づけられ、内閣は月毎にその評價を行ない、その結果は逐次翰林院に各個人毎の記録として送られ保管された。これは、皇帝親試があるとはいえ拘束性のない教習體制とは全く異質の考試制度が、庶吉士制に導入されたことを意味しよう。そしてこの考試によって出される成績は、また「内閣、月を按じて考試し、成效あるを俟ちて吏部に送り、本院（翰林院）幷びに各衙門の職事に銓注す」[30]とあるように、庶吉士散館の判定規準とされた。このため教習の目的は古文の修養にあり、考試制度はその進捗を促すものであることがいかに標榜されようとも、現實には教習は考試のための教習でしかなく、なにより考試の成績とその結果としての散館にのみ關心を拂う風潮が釀成されるに至った[31]。ここに庶吉士制はともすれば翰林官となるための一段階としてのみとらえられ、當初想定された進學意欲に滿ちた人材からは逆に敬遠されることにさえなり、また教習の成果のあるなしにかかわらず、次期の新庶吉士が選拔される三年を在館の限度とする「三年求仕」が一般的な認識となったのである。

そもそも庶吉士にとって散館が重大な關心事であったことは否定すべくもない。宣德五年以後の内閣主導體制はこれを一層助長したといえるが、庶吉士にとって翰林官に就任しうるか否かはもとより、たとえ翰林官以外であっても初任の官職とその時期は、後の官僚人生に大きな影響をもたらす重要な問題であったことにかわりはない。以下、庶吉士の散館について檢討していこう。

まずとりあげるべきは庶吉士と翰林官との關係である。翰林官就任者の出身をみると次のようである（表2）。これを總體的にみれば、まだ翰林官への擢用が一定の方式によらなかった洪武期は別として、一甲三名の翰林官銓注が規定され、庶吉士制が確立する永樂以降、翰林官における一甲ないし庶吉士出身者の占める割合は高くなり、特に成化以後、この傾

表2　翰林官出身ルート

翰林學士

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	0	5	1	8
永樂～天順	13	4	14	1
成化～正德	6	0	9	0

侍讀學士

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	0	0	1	4
永樂～天順	8	1	12	2
成化～正德	3	0	5	0

侍講學士

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	0	0	0	10
永樂～天順	5	1	9	2
成化～正德	5	0	4	0

侍讀

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	2	1	0	6
永樂～天順	10	1	12	2
成化～正德	10	0	8	0

侍講

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	1	2	0	5
永樂～天順	11	5	16	5
成化～正德	7	0	14	0

修撰

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	10	1	0	14
永樂～天順	27	0	16	11
成化～正德	20	0	1	0

編修

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	9	10	0	51
永樂～天順	43	0	36	2
成化～正德	34	0	83	0

檢討

	一甲	進士	庶吉士	他
洪武	0	1	0	23
永樂～天順	0	0	26	10
成化～正德	0	3	31	4

註）・『翰林記』「庶吉士題名」及び「正官題名」による。
・就任期間ではなく，就任者の進士合格年次による。なお，「他」とする進士以外の者は擢用年次による。
・時期區分は，庶吉士制の確立した永樂二年科から本稿で對象とする天順八年科をひとつにまとめ，それを中心に前後に分ける。
・進士とするのは，一甲を除く，二・三甲合格者を指す。

向が顯著となることが明らかである。これを永樂以後の各官についてみるに、檢討は一甲の就任對象とならないため、一部敎官・學人が擢用される以外はすべて庶吉士出身者であり、編修は一甲第二・三名と二甲出身の庶吉士の初任對象となるが、ほぼ同數ないし後には半數以上が庶吉士出身者によって占められる。修撰は一甲第一名が銓注されるのみで、永樂二年の庶吉士王直等五名を除いて庶吉士の初任對象とはならず、またその編修・檢討就任者からの陞格が少ないため、例外的に庶吉士出身者の割合は低い。以上史官三職に對し屬官の侍讀・侍講は一部外官からの參入者を含むとはいえ、一甲と庶吉士出身者がほぼ同數で全體の大部分を占め、入閣の條件でもある正官の翰林學士・侍讀學士・侍講學士もほぼ同じような狀態である。對象とする永樂二年から正德一六年までの全四一科において、一甲は一二三名、庶吉士は一六七名、天順八年までに限ればそれぞれ六五名と六七名となり母體數にそれ程の差がないことをみれば、庶吉士は一甲に匹敵する翰林官を生み出していることになる。庶吉士を擬似的一甲といいうる所以はここにもある。それ故にこそ、

天順二年より、李賢奏して纂修は專ら進士より選ばんことを定む。これより進士にあらざれば翰林に入らず、翰林にあらざれば內閣に入らず。……而して庶吉士始めて進みし時、已に群目して儲相となす。(32)

とあるように、庶吉士は將來の宰相、內閣大學士と目されることにもなったのである。(33)

以上の翰林官に占める庶吉士の割合に對し、次には庶吉士から翰林官となりうる可能性についてみてみよう(表3)。これによれば、各科における庶吉士の選拔數は科ごとに一定せず、また庶吉士から翰林官に就任する者に定數はなく、その全庶吉士に對する割合も規定されたものでなかったことがわかる。ところで翰林院史官三職の定員は、洪武一四年に修撰は三人、編修・檢討はそれぞれ四人とされたが、往々にして員數がその枠を越え、ついには定員のない狀態となった、という。(34) 一甲三名の修撰・編修への就任は一定していたことからして、特に編修・檢討の員數の增減は、庶吉士の散館數によるところが大きかったと考えられる。翰林官への散館においては、時の前任殘留者數や大規模編纂事業の有無等が考慮されたであろうが、そこに定數がないということは、ともすれば內閣による恣意的決定の餘地を殘すことになったとい

表3　庶吉士散館状況

	庶吉士總數	散館	
		翰林官	その他
永樂2年	50	7	43
永樂4年	13	0	13
永樂9年	10	5	5
永樂10年	4	0	4
永樂13年	13	5	8
永樂16年	10	6	4
宣德2年	1	1	0
宣德5年	7	3	4
宣德8年(1)	3	1	2
宣德8年(2)	10	7	3
正統元年	5	0	5
正統13年	9	6	3
景泰2年	10	9	1
景泰5年	18	6	12
天順4年	8	6	2
天順8年	14	8	6

注）・『翰林記』「庶吉士題名」及び「正官題名」による。
・永樂19年・22年について，『翰林記』「庶吉士題名」は人名を擧げないので，ここではそれに従い除外する。ただ，この両科からの翰林官就任者が無いことは他史料で確認できる。
・その他の項には不明者も含む。
・宣德8年(1)は同年3月選，宣德8年(2)は同年11月における宣德5・8年両科に對する再選拔を意味する。

えよう。ともあれここで内閣主導體制となった宣德五年以降についてみれば、正統元年には翰林官への就任者が全くなく、逆に景泰二年には一〇名中九名と九割にのぼるなどの例を含みつつも、少なくて四割、多くて七割、平均すればほぼ五割五分の比率で庶吉士からの翰林官就任者をみたことになる。これがはたして妥當なものであるかどうかは論評しえないが、少なくとも庶吉士となったものにとって、その半數が翰林官となる可能性をもっていたことは事實であり、これらの庶吉士こそ「儲相」と呼ばれるに相應しい存在であったといえる。だが、ここでみるべきは他官への散館を餘儀なくされる庶吉士であろう。すなわち彼らにとって、翰林官に就任する同期の庶吉士と比べての散館の時期はもとより、同期の進士と比べての初任の官職とその時期において、庶吉士であったことが有利に作用するのかどうかという問題である。次にあげるのは宣德五年以後の庶吉士選拔が行なわれた各科擧毎に、進士（庶吉士を含む）の初任の官職と時期を『實錄』の記事より採錄し一覽したものである（表4）。

宣德五年科では、永樂以來の冗員問題をうけて滯留する永樂二二年科ならびに「歸鄕進學」「依親」の名のもとに觀政することもなく故鄕で一時待機を強いられていた宣德二年科の進士[35]の處置に追われたこともあって、進士初任の時期は九年一二月となっている。それが宣德八年以後は次第に前倒しとなり、特に景泰閒は正統・景泰の交代をうけての避任の風

潮が強まり、(36) 逆に進士初任の時期は大幅に早まることになった。一方、初任の官職についてみれば、従七品の給事中・正七品の監察御史・正六品の各部主事が主たる對象であったが、特に正統一三年以後、監察御史の大幅な増加がみられる。これは監察御史がその擢用において従來の監生主流から進士にその比重を移した結果である。ここにみたように、進士の初任の時期は時の官界の狀況によって決して一定したものではなかった。これは庶吉士の散館についても同じことがいえる。特に翰林官への散館は、宣德五年科の五年六ケ月後から、宣德八年科以後は正統元年科の例を除き二年六ケ月内になされるようになったが、これはひとつに同期の進士の初任時期に連動したものであったと考えられ、またこれによって「三年求仕」の風潮が固定化したともいえよう。また翰林官への散館はいずれにおいても同じ枠内に記述されていることに注意しなければならない。本表では、便宜上三ケ月毎に區切ったこともあり、この點が明確にならないが、これはすべて同日に一括して處置されたものであった。このような例に對して他官への散館をみると、正統元年科までは時期にばらつきがみられるものの、それも正統一三年・景泰二年科にはしだいに收束される傾向にあり、景泰五年科からは一括に處理されるようになった。これは當初から一括して行なわれた翰林官への散館に、あわせて行なわれることになったためであろう。このような狀況にあって、翰林官以外に就任する庶吉士についてみるに、その散館の時期は、他の同期の進士と比較して早いものではなく、また初任の官職も進士とかわるところがないなど、決して優遇措置が講じられたわけではなかったことが明らかである。ましてや、一定の教習期間が義務づけられていた庶吉士は、場合によっては、缺員の有無などの官界の狀況によってその期間に融通性をもつ同期の觀政進士の後塵を拜さざるをえないことさえ起こりうるのであり、ここではもはや彼らが庶吉士であったことが不利にしか作用しなかったのである。そしてこの散館の一括處理に含まれなかった庶吉士はどのようになるのかというならば、それは各科の不明者數にあらわれてくる。この不明者のなかには、『實錄』に記載がないため、他史料によって任官が明らかであっても時期不明のため表内に算入できなかった者、また病故者や任官辭退者を含むとはいえ、任官されぬままに終った者も相當數にのぼるとみられる。冒頭にあげた天順八年科の

表4　進士(庶吉士を含む)の初任官職とその時期

宣德5年

経過月數 / 官名	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編修																			⑤			
検討																			②			
給事中																2			3	3	2	3
監察御史																2	6		5	2		2
各部主事																			4	7		7
行人																			1			1
その他																	1		5		1 ④	1 ①

宣德8年　　不明一進士25名・庶吉士3名　計28名

経過月數 / 官名	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編修							①															
検討							③															
給事中										12		2	4							1		
監察御史															1							
各部主事										16	5	4	2	2	1				1		1	①
行人													4					2				
その他											1	3	4					2			1	2 ①

正統元年　　不明一進士11名・庶吉士5名　計16名

経過月數 / 官名	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編修																						
検討																						
給事中			3		3																	1
監察御史																						
各部主事		7	3	1	4	14	6	1							1				1 ①		1	1
行人						2									1				1 ①		1 ①	
その他		4				2	1	1							1	①						1

正統13年　　不明一進士23名・庶吉士7名　計30名

経過月數 / 官名	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編修				④																		
検討				②																		
給事中			8	1 ⑦	1 ①	1					1					1						
監察御史		26																				
各部主事			9	6 ⑥		5		1			1											
行人			2	①																		
その他				1 ②																		

不明一進士51名・庶吉士7名　計58名

景泰２年

官名＼経過月數	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編　修			⑥																			
検　討			②																			
給事中	15	2	7	2												2						
監察御史	12			4		15			7	1												
各部主事	13	4	1	2 ①	6 ⑥				1		1											
行　人					7 ③																	
その他				1																		

景泰５年　　不明一進士75名・庶吉士５名　計80名

官名＼経過月數	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編　修						④																
検　討																						
給事中	7					⑥							3		3							
監察御史			32		14	⑦		7							1							
各部主事				1									8		8	2		1				6
行　人																	3					
その他													2		2			1				1

天順４年　　不明一進士145名・庶吉士１名　計146名

官名＼経過月數	1年未満	1 3	6	9	12	2 3	6	9	12	3 3	6	9	12	4 3	6	9	12	5 3	6	9	12	6年以上
編　修							③															
検　討							③															
給事中								2	2	4												
監察御史									17			6										
各部主事							④	7	5	25		10										
行　人								2	1			1										
その他							②															

不明一進士54名・庶吉士２名　計56名

註）●史料は『實錄』による。庶吉士については、他史料と數的に異同があるがあえて調整はしない。
●丸圏み數字は庶吉士出身者を意味する。
●進士第一甲は除く。
●經過月數については、進士合格の次月４月を起點とし、３ヶ月毎にまとめる。
●他史料等で任官が明らかな者も、時期が確定できないことなどから、ここでは不明に算入する。
●南京官・北京官の區別はつけず、一括して處理する。
●行人の項には、行人司正・司副も含む。
●その他の項に含まれるのは、中書舍人・大理寺副・大理評事・太常博士・知縣・通判・推官の各職である。
●宣德5年･宣德8年の庶吉士には、宣德8年11月選拔の者、それぞれ7名･6名を含む。

庶吉士計禮は、同期の庶吉士の散館に含まれなかった段階でまさにこのような状態に陥る危険に直面していたのである。

官僚の人事にあっては、本人の資質・能力ならびに時の官界の状況に左右されることが多く、初任の官職及びその時期によってすべてが決定されるわけではないとはいえ、それは決して輕視されるべきものではなかろう。庶吉士についていえば、翰林官への散館を果たしてこそ擬似的一甲として庶吉士であったことが有利に作用するのであって、これ以外の者にとっては、それは前歴・稱號として殘るとはいえ、少なくとも初任の段階においては決して意味あるものとはならなかったのである。

おわりに

庶吉士制の目的は、人材を留保し、教習を加えることによって將來の國家樞要の官を育成することにあった。その淵源は、洪武六年に擧人を選拔し文華堂で教習を行なったことにもとめることができ、もとはといえば國子監生の實務研修制度、すなわち監生歴事制と軌を一にする進士觀政制の一部とみなしうるものであった。この庶吉士制が、進士二・三甲出身者を對象に選拔を行ない、教習の後にそのなかから一甲三名と並ぶ翰林官（編修・檢討）への就任者を生みだすという基本的形態を確立したのは、永樂二年科においてであった。時にその選拔・教習に皇帝が直接關與するきわめて近侍性の強いものであり、所期の目的とあいまって庶吉士の待遇ならびに教習體制が決定づけられた。エリートとしての庶吉士像は、進士からのさらなる選拔、擬似的一甲とみなしうる將來の翰林官候補であることもさりながら、この皇帝との近侍性に大きく依據したものであったといえよう。ところが庶吉士における皇帝との近似性は長くは續かなかった。永樂期にすでにその徴候はみられたが、それを決定づけたのは宣德五年に確立された內閣主導體制であった。ここに皇帝にかわって內閣が庶吉士の選拔・教習に關與し、特に教習に月毎の考試制度が導入されることになったのである。當時たしかに永樂二年體制の復活、將來の大用に備えての人材留保と教習が標榜されたとはいえ、この考試制度の導入は一方では散館にお

ける内閣の恣意介入の餘地を生み、またそれによって教習は本來の目的を消失してなかば空洞化し、考試のための教習、ひいては單なる義務的期間として捉えられるに至り、散館を切望する「三年求仕の風」が生みだされることになったのである。その庶吉士散館の實態をみるに、所期の目的である翰林官への散館を果たす、儲相と目され擬似的一甲とみなすに相應しいのは約半數である。一方、この選に漏れた者は他官への散館を餘儀なくされたが、その際の初任の官職および時期は、同期の進士と比較して優遇されたとはいいがたい。また庶吉士の人事が一時に一括して處理されるようになると、そこに含まれない場合には任官されぬままに終わることさえあったのである。すなわち庶吉士にとっては、翰林官となってはじめて庶吉士であったことに意味が見出されるのであり、その可能性がない限りは速かに散館し、新たに實務官僚としての人生を歩み始める必要があったのである。

さて、以上述べたところをふまえれば、成化元年の散館請願は、當事者である計禮や李賢の個人的な問題にのみその原因を求めるべきでないこともはや明らかであろう。内閣主導のもと散館が一括に處理される傾向のなか天順八年科同期の庶吉士からただ三名取り殘された計禮等にとっては、教習の期間をあげつらい、いきおい李賢への不信任感を露わにすることになっても、自らの散館を願い出ざるを得ない事情があったのである。『殿閣詞林記』の作者廖道南の「(計)禮の言、不恭に近しと雖も、然れども稽なき者とは謂うべからず」という評言は、誠に正鵠を射たものといえよう。本稿では論述の必要上から、時代を限り天順八年科までの庶吉士制について述べた。この後も弘治の内閣大學士徐溥、嘉靖の吏部尚書方獻夫の建言をはじめとして、屢々庶吉士の改革が模索されたが、内閣主導體制による弊害や教習の空洞化等の根幹的な問題は遂に解決されなかった。後代の庶吉士制にも一考すべき點が多いが、これらについては他日を期したい。

註

(1) 『明史』卷七一「選舉志」三。『歷代銓選志』。『英宗實錄』『殿閣詞林記』等によれば明らかに誤りである

(2) 『國朝典彙』原文では「許禮」とするが、『進士題名錄』ので、計禮と改める。

(3) 『英宗實錄』卷三四九、天順七年二月己巳の條。
(4) 『英宗實錄』卷三五六、天順七年八月辛亥の條。
(5) 『憲宗實錄』卷三、天順八年三月乙丑の條。
(6) 庶吉士の人名を具體的にあげるものとしては、各『實錄』の當該記事、『國朝典彙』卷六五「翰林院附、庶吉士」・『翰林記』卷一八「庶吉士題名」があるが、記述は必ずしも一致しない。天順八年科の庶吉士を整理・比較すれば表のようである。『憲宗實錄』の項の劉淳は選拔時には名がないが、散館時の記事によって補ったものである。

	記	彙	實
天順八年科庶吉士名	陽岳鐸華音芳　璽禮瀚泰賢夏　淳逵 東　敷　希大 李倪謝張陳焦　郭計傅張吳劉　劉張	陽岳鐸華音芳鉉璽禮瀚泰賢夏道瑶齡懋芳 東　敷　希大 李倪謝張陳焦汪郭計傅張吳劉劉王董杜史	陽岳鐸華音芳鉉璽禮瀚泰賢夏道瑶齡懋芳淳 東　敷　希大 李倪謝張陳焦汪郭計傅張吳劉劉王董杜史劉

(7) 『憲宗實錄』卷三、天順八年三月己卯の條。
(8) 『憲宗實錄』卷二〇、成化元年八月辛丑の條。
(9) 李賢の傳の主なものを以下にあげる。『明史』卷一七六・『國朝獻徵錄』卷一三・『殿閣詞林記』卷一一・『西園聞見錄』卷二七・『篁墩文集』卷四〇。
(10) 後註(33)、表參照。
(11) 『國朝列卿記』卷四八「兵部尚書行實」
劉大夏、天順甲申進士、改庶吉士。初內閣李文達(賢)・彭文憲(時)二公欲留官翰林、大夏與安福張敷華力辭不就。識者已知其有經世之志。
(12) 庶吉士制の創始については諸說がある。ここにあげたように『萬曆野獲編』は洪武六年、『明史』「選擧志」・『國朝典彙』「翰林院附、庶吉士」・『翰林記』「庶吉士銓法」・『殿閣詞林記』「考選」は洪武一八年とする。これらはそれぞれ、人材の留保と教習が行なわれたこと、庶吉士の名稱が確定したことを根據とする。これに對し各科毎の庶吉士を一覽する『翰林記』「庶吉士題名」は、永樂二年より記述を始める。山本隆義氏は『中國政治制度の研究』(東洋史研究會、一九六八年)第一二章「明代」(Ⅳ)「翰林院官僚の出自」においてこの問題に觸れ、洪武六年を先驅的なものとし、その創始は「十八年を溯ることだけは事實」とする。これは、『明史』「翰林院」に「庶吉士、自洪武初有六科庶吉士」、『吾學編』「翰林院」に「庶吉士者、初稱中書六科庶吉士」、ならびに前掲『萬曆野獲編』に「遜考庶常、似是此年(一八年)創始、然讀大誥、又載承敕庶吉士廖孟瞻、以受贓誅、事在十八年、則不始於乙丑(一八年)矣」とあるのを根據とする。だが前二者は時期が明確でなく必ずしも洪武一八年以前のことを指すとは限らず、またよしんばそうであるとしても、六科(そもそも給事中を六科の名で總稱するのは早くとも洪武二

二年各科に都給事中が設置されてより以後であるが）に試用的に採用されたものが、その形態の類似性から後代庶吉士と呼ばれた可能性も否定できない。また廖孟瞻は洪武一八年の進士であり、その贓罪によって誅せられたのは同年三月の庶吉士名稱の確定より以後のことであると考えるべきであって、庶吉士制の創始が一八年を溯るという根據とはならない。なお、後論するように、庶吉士制は、洪武六年の教習、一八年の名稱確定をうけて、二・三甲出身者を對象に選拔を行ない他の觀政進士と明確に區別するようになる永樂二年に確立されたとするのが妥當と考える。

（13）『太祖實錄』卷一七二、洪武一八年三月丙子の條。

（14）『翰林記』卷三「進士銓注」

（洪武）二一年、策進士、以第一人任亨泰爲修撰、第二人唐震・第三人盧原質爲編修、著爲令、至今因之。

（15）『太宗實錄』卷三八、永樂三年正月壬子の條。

（16）『萬曆野獲編』卷一〇「鼎甲同爲庶常」。

なお、『國朝列卿記』卷二〇「翰林學士・講讀學士行實」「王直傳」などのように、この二九名のみを永樂二年の庶吉士とするものもある。

（17）『舊京詞林志』卷三「庶吉士」。

丙戌（永樂四年）、以江殷等十四人及黃安等二十人爲庶吉士、與甲申（同二年）庶吉士（割注―在二十八人之外者）皆與纂修大典。

なお、敢えて列擧しないが庶吉士各人の傳にもこのことが明記される。

（18）『國朝典彙』卷六五「翰林院附、庶吉士」。

（19）『殿閣詞林記』卷一〇「文淵」。

（20）『殿閣詞林記』卷一〇「文淵」。

遂命司禮監月給筆墨紙、光祿給膳、禮部月給膏燭幷鈔、工部擇近第宅居之、且命（解）繙領其事。數召至便殿、問以經史諸子故實、或至抵暮方退、五日一休沐、使內臣隨之、備校尉・騶從、人莫不歆其榮艶。

なお、「備校尉・騶從」は原文では「校尉備騶從」とあるが、『明史』「選擧志」には「給校尉・騶從」とあり誤りであること明らかなので訂正した。

（21）『翰林記』卷三「進士銓注」。

（22）『殿閣詞林記』卷一〇「文淵」。

後、上（永樂帝）親征・巡狩、雖有庶吉士之選、如甲申（永樂二年）例則、而車駕不及親涖焉。

（23）『舊京詞林志』卷三「庶吉士」。

然丙戌（永樂四年）而後、其教養之典、皆未有如二十八人者。至宣德中、始復焉。

（24）『萬曆野獲編』卷一〇「鼎甲同爲庶常」では「將立太子、上欲選賢才備宮寮」と、立太子がその契機となったという。

（25）『國朝典彙』卷六五「翰林院附、庶吉士」。

徵庶吉士三十人、分隸近侍諸衙門、如洪武乙丑（一八年）之制。次日引入齋宮御試、止用八人。

（26）文淵閣進學は宣德九年八月癸酉に、宣德五・八年科の庶吉士と新たに庶吉士となった蕭鎡等、合計二八名に一甲出身者ですでに翰林院修撰となっていた馬愉等九名を加えて行なわ

れ（『宣宗實錄』巻一一二）、また東閣進學は景泰二年三月乙卯の庶吉士選拔と同時に行なわれた（『英宗實錄』巻二〇二、及び『殿閣詞林記』巻一〇「東閣」）。これらは永樂二年の文淵閣進學を模倣したものであることは明らかであるが、あくまで形式的なものにすぎず、庶吉士制の內閣主導體制にかわるところはなかった。

（27）前註(12)山本前掲書同項。

（28）『國朝典彙』巻六五「翰林院附、庶吉士」。

（29）『殿閣詞林記』巻一〇「文淵」。

（30）『殿閣詞林記』巻一〇「公署」。

（31）このような教習輕視の風潮は、庶吉士のみならず國家の側にもみられた。

『英宗實錄』巻一七八、正統一四年五月戊申の條。

吏部左侍郎兼翰林院學士曹鼐等奏、本院庶吉士缺官教訓、四夷館缺官提督、今推選得侍講劉鉉・修撰王振堪教庶吉士讀書、修撰許彬・郎中潘勤堪提督四夷館官員子弟習學夷字。從之。

（32）『明史』巻七〇「選學志」二。

なお、ここにいう纂修とは『大明一統志』の重修を指す。

（33）參考までに朝代別の內閣大學士の出身表をあげる。前掲『明史』では翰林院と內閣の關係が確定したのは天順よりとするが、景泰・天順間は奪門の功や迎復の功による人事が行なわれたことを考慮すれば、この傾向はすでに正統からあったことがわかる。なお、山本氏は前掲書第一三章「明代の內閣」(Ⅵ)「閣臣の出自」で同樣の表をあげるが、本表は當該朝代における就任者により、空白期をおいた後再任する者を除き前朝からの在任者は算入しない。

（34）『明史』巻七二「職官」二「翰林院」。

史官、自洪武十四年置修撰三人、編修・檢討各四人。其後由一甲進士除授及庶吉士留館授職、往往溢額、無定員。

〈朝代別內閣員出身表〉

朝代	總數	一甲	庶吉士	その他
洪熙	2	1	0	1
宣德	2	0	0	2
正統	8	6	2	0
景泰	5	0	2	3
天順	8	4	2	2

（35）『宣宗實錄』巻二六、宣德二年三月辛丑の條。

擢第一甲進士馬愉爲行在翰林院修撰、杜寧・謝璉爲編修。第二甲・第三甲進士江玉琳等九十六人、令歸進學。

『同』巻二八、宣德二年五月癸巳の條。

行在吏部言、自永樂十九年以來、記名放回官四千三百一十九員。其在鄉亦有不安己分、起滅詞訟、干預官府、結構爲非者。

（36）『英宗實錄』巻一九八、景泰元年一一月辛丑朔の條。

吏部奏。禮科都給事中金達言、比者朝廷多事、邊報不常、內外官員畏避差遣、在任者或省親、或祭祖、交章援例而去、在鄉者或養病、或丁憂(原文は優。校勘記によって改める)、經年記故不起。又有應詔擧至輒行乞歸者。此皆懷姦避難之輩、豈有臨難死節之心。乞行查究、但赴部違限、悉謫邊遠敍用、庶姦計無所遂、而忠義有所勸。達所言良是、請如其言行之。詔吏部悉記之、俟其起復到京、察其情由、以聞。

new political philosophy could not always be accomplished.

Furthermore, the fact that political pressure made, Wang An-shi's new learning take the place of the old official teaching came to affect adversely the future of the Wang school.

ON THE 1465 (成化元) PETITION FOR RELEASE FROM THE ACADEMY —an Examination of the Ming System of Hanlin Bachelors

SAKAKURA Atsuhide

In the first year of Chenghua 成化, Ji Li 計禮 and other Hanlin Bachelors (*shujishi* 庶吉士) petitioned Grand Secretary Li Xian 李賢 to be "released from the academy" (*sanguan* 散館), that is, to be assigned official posts. The fact that Hanlin Bachelors would request a release from the academy was in itself unusual. Ji Li's negotiating point was that, if only the period of the bachelors' training was complete, they should be released. There was also the question of Li Xian's own qualifications as a Grand Secretary. Nevertheless, these were not the only reasons behind the request.

In the first place, the system of Hanlin Bachelors was one that secured talented men from the *jinshi* pool and gave them special training in order to nurture outstanding officials for the future of the state. Also, it was a source of Hanlin Academicians who would rank with those in the first class of *jinshi* graduates. The early Hanlin Bachelors served in close attendance on the emperor, and they could appropriately be called true elite. However, those Hanlin Bachelors who did not become Hanlin Academicians were not given any special treatment compared with other *jinshi* when being assigned to office. Moreover, after Xuande 宣德 5 (1430), when the system of the Grand Secretariat was established, all aspects of government, including appointments, came to reflect the intentions of the Grand Secretaries. A system of examinations for Hanlin Bachelors was brought in with the result that the training for bachelors

lost its original goal and became what was considered to be no more than a mandatory period of duty.

In other words, it can be said that, against this background, the petition to be released from the academy represented an inherent problem in the system of Hanlin Bachelors.

COUNTY ADMINISTRATION AND LOCAL ELITE IN EASTERN ZHEJIANG PROVINCE DURING THE MING-QING PERIOD

UEDA Makoto

This paper aims to trace the course of a change in relationship between county authorities and local elite in Zhuji 諸暨 county during the Ming and Qing periods from the viewpoint of social history.

At the Jiajing 嘉靖 era, the county administration could not intervene in rural society's irrigation which was maintained under the system of Lijia 里甲, but reduce the amount of corvée tax that the other region demanded. In 1550's when Japanese pirates attacked the coastal provinces, a county magistrate sold the government land around Lake Mi 泌湖 in Zhuji to build the wall of the county town. The new landlords of Lake Mi nominally offered their land to the local elite who enjoyed the privileges of exemption from taxation, and were not under the control of the county authorities. We will refer to them as Haoyou 豪右, or super-county elites.

After the Single whip tax system 一條鞭法 was enforced, the county became a unit of taxation and assumed responsibility for collecting taxes. Maintaining agricultural production became the duty of the county magistrate. It was important for the local elite to influence the county administration. At the end of the Wanli 萬曆 era, a gentleman 鄉紳 who had retired from the bureaucracy and was residing in Zhuji used his connections in the official world to begin to interfere with local administration.